

- 2026年度 -

設備投資のお手伝い 設備貸与制度【割賦販売・リース】



設備貸与制度について

設備貸与制度とは、公益財団法人神奈川産業振興センター（以下、「センター」）が、小規模企業者等が必要とする設備（新品）を購入して割賦販売またはリースする制度です。



新規でのご利用者には

優遇金利

を適用します。

優遇割賦損料率

年 **0.7%** ~



01

金融機関の借入枠外で利用可能

02

割賦損料率（固定金利）
年0.8%~2.4%

03

返済期間最長10年

04

貸与限度額 1 億円

05

財務状況や事業計画に応じた支援

06

商工会・商工会議所の推薦により
返済期間の延長

07

公的制度で信頼性があり
安心してご利用いただけます

詳しい内容や支援事例は公式
HPにてご確認ください➡



お問い合わせ



公益財団法人

神奈川産業振興センター

経営支援部 設備支援課

〒231-0015

神奈川県横浜市中区尾上町5-80

URL : <https://www.kipc.or.jp/>

e-mail : setsubi@kipc.or.jp

神奈川中小企業センタービル5階

TEL : 045-633-5066

FAX : 045-633-5064

制度概要

割賦販売制度		リース制度								
貸与額	100万円～1億円(消費税込み) ◇単品価格が100万円未満であっても、複数設備の合算で100万円以上となれば申し込みができます。 但し、対象設備が資産計上できるもの(原則、10万円以上、法定耐用年数3年以上)となります。 ◇同一年度内で、設備価格の合計が1億円の範囲でご利用いただけます。									
対象設備	「経営の革新」または「創業」に必要な設備、神奈川県内に設置する「新品」の設備									
対象者	◇小規模事業者・創業者 「経営の革新」に取り組む以下のいずれかに該当する個人及び会社法人(詳しくはお問い合わせ下さい) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td> ・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・サービス業(宿泊業、娯楽業) ・農林水産業 ・その他 </td> <td> 従業員数 20名以下 </td> <td rowspan="2" style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> 従業員数が超えている場合 特認要件を満たせば、 全業種・従業員規模50名以下 (役員・パートを除く)まで利用可能。 ≪特認要件≫ ①最近時における借入残高が4.2億円以下であること。 (信用金庫、信用組合、農協、漁協等を除く) ②最近3カ年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。 ③大企業からの出資が、出資総額1/3を超えていないこと。 </td> </tr> <tr> <td> ・小売業 ・卸売業 ・サービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く) ・医療業(開業医) </td> <td> 従業員数 5名以下 </td> </tr> </table>		・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・サービス業(宿泊業、娯楽業) ・農林水産業 ・その他	従業員数 20名以下	従業員数が超えている場合 特認要件を満たせば、 全業種・従業員規模50名以下 (役員・パートを除く)まで利用可能。 ≪特認要件≫ ①最近時における借入残高が4.2億円以下であること。 (信用金庫、信用組合、農協、漁協等を除く) ②最近3カ年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。 ③大企業からの出資が、出資総額1/3を超えていないこと。	・小売業 ・卸売業 ・サービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く) ・医療業(開業医)	従業員数 5名以下			
・製造業 ・建設業 ・運輸業 ・サービス業(宿泊業、娯楽業) ・農林水産業 ・その他	従業員数 20名以下	従業員数が超えている場合 特認要件を満たせば、 全業種・従業員規模50名以下 (役員・パートを除く)まで利用可能。 ≪特認要件≫ ①最近時における借入残高が4.2億円以下であること。 (信用金庫、信用組合、農協、漁協等を除く) ②最近3カ年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。 ③大企業からの出資が、出資総額1/3を超えていないこと。								
・小売業 ・卸売業 ・サービス業 (宿泊業及び娯楽業を除く) ・医療業(開業医)	従業員数 5名以下									
料率	I. 小規模企業者等 ・割賦損料率：年0.80%・1.00%・1.70%・2.00%・2.40%(固定) II. 創業者 ・割賦損料率：年2.00%(固定) ◇新規利用者は0.1%引き下げ I. 小規模企業者等 ・割賦損料率：年0.70%・0.90%・1.60%・1.90%・2.30%(固定) II. 創業者 ・割賦損料率：年1.90%(固定)	I. 小規模企業者等 ・月額リース料率：0.946%(10年)～2.980%(3年) II. 創業者 ・月額リース料率：1.001%(10年)～2.959%(3年) ◇新規利用者は割賦損料率に準じて引き下げ I. 小規模企業者等 ・月額リース料率：0.941%(10年)～2.975%(3年) II. 創業者 ・月額リース料率：0.996%(10年)～2.954%(3年) ※月額リース料率はリース期間に応じて決定します。								
※料率は信用リスクに応じて決定します。										
返済期間	3年～10年(原則として法定耐用年数の期間以内) ◇商工会・商工会議所の推薦がある場合、または企業経営の未病CHECKシートの結果をもとにKIPの支援を受けながら未病改善への取組みがある場合、10年以内において法定耐用年数の期間を2年を超えない範囲内で延長することができます。事前にご相談ください。									
連帯保証人・担保	連帯保証人：「経営者保証に関するガイドライン」に則って判断します。 担保：原則無担保。ただし、高額案件等については必要に応じて担保を求めることがあります。									
保証金・元金据置期間	次の条件より選択していただきます。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>保証金</td> <td>なし</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>元金据置期間</td> <td>なし</td> <td>6カ月</td> <td>1年</td> </tr> </table>	保証金	なし	5%	10%	元金据置期間	なし	6カ月	1年	—
保証金	なし	5%	10%							
元金据置期間	なし	6カ月	1年							
貸与設備の所有権	割賦設備に係る支払い義務がすべて履行され次第、貸与企業に所有権を移転します。	センターに所有権があります。								
損害保険	貸与企業の負担により、設備価格の同額程度の損害保険、車両等の場合は、車両保険にご加入いただき、その保険証券をセンターに質入れしていただきます。	センターが損害保険に加入します。費用は、月額リース料に含まれます。								
固定資産税の申告・納税	貸与企業が固定資産を計上し、固定資産税の申告及び納税をしていただきます。	センターが固定資産計上し、固定資産税の申告及び納税を行います。税額は月額リース料に含まれます。								